

## 參考資料

## 用語集

No.	用語	用語解説
1	放送	公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）の送信（放送法第2条第1号）。 共聴施設における放送番組の送信も放送に該当する。
2	共聴施設	集合住宅内や放送の難視聴解消を目的として、受信環境の良い場所に設置したアンテナで受信したテレビ放送電波を複数の世帯に分配（再放送）し共同で視聴する施設のこと。
3	基幹放送	電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送（放送法第2条第2号）。
4	一般放送	基幹放送以外の放送（放送法第2条第3号）。
5	有線一般放送	有線電気通信設備を用いて行われる一般放送をいう（放送法施行規則第2条第4号）。
6	届出一般放送	放送法第133条第1項の規定により届出が必要な一般放送。
7	小規模施設特定有線一般放送	有線一般放送のうち、①51端子以上500端子以下の有線テレビ・有線ラジオ、②基幹放送の同時再放送のみを行っている、③区域外再放送・有料放送を行っていない、④施設の設置場所・業務区域が一都道府県の区域内のみ、の4つの要件を全て満たす有線一般放送のことをいう。
8	タップオフ	有線放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は有線放送設備の線路に介在するクロージャ（光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。）であつて、受信者端子に最も近接するもの（放送法施行規則第150条第5号）。
9	引込端子	タップオフの端子（タップオフがクロージャである場合にあっては、クロージャ内の光ファイバの先端をいう。以下同じ。）であつて、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。）をいう。 住宅等に引込まれていない引込端子はダミー端子とも呼ばれる。
10	設備の規模	基本的な数え方や計算方法は本マニュアル別紙1のとおり。設備が集合住宅等に引き込みが行われている場合、この建物の各戸数も「受信設備数」として引込端子とみなされ、設備の規模に計上されることとなる。 なお、設備の規模によって届出内容も様式も異なる。
11	同時再放送	放送事業者のテレビジョン放送を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送をいう（放送法施行規則第2条第7号）。

12	再放送同意	放送法上の再放送とは放送を受信して送信することを指し、放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、再放送することはできないため予め各放送局に相談が必要。放送法の手続きには同意書の写しの提出が必要となる。
13	自主放送	同時再放送以外の有線テレビジョン放送をいう（放送法施行規則 1 4 3 条）。自主制作の放送の他、異時再放送についても自主放送となる。
14	区域外再放送	ある地域を放送対象地域とする放送局の放送を受信して、当該対象地域以外の地域の世帯に再放送すること。
15	有料放送	契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によって受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう（放送法第 1 4 7 条）。
16	業務区域	有線一般放送の加入申込があった場合に、加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域をいう。また、市町村の区域とは、市町村の境界線のことをいう。
17	有線ラジオ	有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送をいう（放送法第 1 2 6 条）。 届出一般放送に係る有線ラジオの種類については以下のとおり。 ・ 共同聴取業務（一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送（その多重放送を含む。）を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をすることをいう（放送法施行規則第 1 4 2 条）。 ・ 告知放送業務（一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。）（放送法施行規則第 1 4 2 条）。
18	ヘッドエンド	有線テレビジョン放送等のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送等の主たる送信の場所（前置増幅器の場所を含む。）にあるもの及びこれに付加する装置（受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう（放送法施行規則第 1 5 0 条）。